

第一百六十六回

参議院内閣委員会議録第十一号

(一九三)

平成十九年五月八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

して議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺国務大臣。

○國務大臣(渡辺喜美君) 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。

政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行革推進法や昨年六月に行革推進本部で決定した政策金融改革に係る制度設計に則して、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法案を提出する次第であります。

まず、株式会社日本政策金融公庫法案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融公庫の目的は、行革推進法の規定にのつとり、一般的な金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るために金融の機能を担うとともに

二

に、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するため必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することとしております。

第二に、新公庫の業務については、行革推進法において現行の政策金融機関の業務のうち廃止、縮小又は限定することとされたものを忠実に反映するとともに、一般の金融機関が行う金融の補完を一層推進するため、証券化の手法を活用し、一般の金融機関による貸付けを促進するための業務等を追加することとしております。また、主務大臣が指定する金融機関が行う危機対応業務に必要な信用の供与を行うこととしております。

第三に、新公庫の業務の適切な実施を図るために、政府は新公庫の発行済株式の総数を保有していないなければならないこととするほか、役員及び職員、財務及び会計、監督等について所要の規定を整備しております。

第四に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、新公庫が成立する平成二十年十月一日において解散するものとし、その権利及び義務の承継に関する事項等の新公庫の設立に関する事項を規定するほか、新公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受けや新公庫の解散については、別に法律で定める旨を規定しております。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法を始め、独立行政法人等の保

出席者は左のとおり。

委員長	藤原 正司君	本日の会議に付した案件
理事	尾立 源幸君	○株式会社日本政策金融公庫法案(内閣提出、衆議院送付)
委員	秋元 司君	○参考人の出席要求に関する件
	鴻池 祥肇君	○委員長(藤原正司君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
	朝日 俊弘君	委員の異動について御報告いたします。
	工藤堅太郎君	去る四月二十五日、林久美子君が委員を辞任され、その補欠として黒岩宇洋君が選任されました。
	佐藤 泰三君	また、昨七日、松井孝治君が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君が選任されました。
	鈴木 政二君	○委員長(藤原正司君) 株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、両案を一括

有する情報の公開に関する法律、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を含む八十六の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、株式会社日本政策金融公庫法案等二法案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤原正司君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

○委員長(藤原正司君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求める、その意見を聽取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十時五分散会

四月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社日本政策金融公庫法案

二、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

株式会社日本政策金融公庫法案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十条)

第三章 業務(第十一条—第二十七条)

第四章 財務及び会計(第二十八条—第五十一条)

第五章 雑則(第五十八条—第六十六条)

第六章 執罰(第六十七条—第七十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫以下「公庫」という。は一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための

金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な

金融を行なうが、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるこ

とを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定期事業を営むもの

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの

ハ 商工組合及び商工組合連合会であつて、その構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営むもの

二 農林漁業者 農業・畜産業及び養蚕業を含む)、林業、漁業若しくは塩業(以下「農林漁業」という。)を営む者又はこれらの者の組織合その他政令で定めるものをいう。

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千円)、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)及び農林水産業者の資金調達を支援するための

金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が

が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融

秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要

な金融を行なうが、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われるこ

とを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与する

ことを目的とする株式会社とする。

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規

模な災害、テロリズム若しくは感染症等によ

る被害に対処するために必要な資金であつて政令で定めるものをいう。

たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む)をいう。

ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が

五千円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその

資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を

主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

のうち、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者で

主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

又は常時五十人(卸売業又はサービス業を

主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの

三 第二号イからハまでに掲げる業務ごとの第
五十三条第一号の規定による受益権の譲渡及
び同条第二号の規定による貸付債権等の譲渡
により調達する資金の限度額
四 次のイからホまでに掲げる業務ごとのそれ
ぞれイからホまでに定める金額

第三十二条 公庫は、予見し難い予算の不足に在るため、公庫の予算に予備費を計上することができる。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関する事は、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

3 定による暫定予算について準用する。
暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。
(予算の目的外使用の禁止)
第三十七條 公庫は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならぬい。

第三十八条 公庫は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、

2 公庫は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなけ

3 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければなら

(予備費の使用)

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けた
通知しなければならない。

ときには、直ちにその旨を又言を直隣に通知しなければならない。

第四条 公庫は、毎年農金月頭産目録を作成しなければならない。

事業年度の貸借対照表 捨益計算書 財産目録
(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書
(これらの書類に記載すべき事項を記録した電

磁的記録(電子的方式) 磁気的方式その他の
知覚によつては認識することができない方式で
作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に

四 第二号イからハまでに掲げる業務ごとのそれ
ぞれイからホまでに定める額

五 十三条第一号の規定による受益権の譲渡及び同条第二号の規定による貸付債権等の譲渡により調達する資金の限度額

六 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して行う貸付け 貸付金の限度額

七 第十一条第一項第二号の規定による別表第一第一号、第二号及び第五号に掲げる業務として行う取引 これらの号に掲げる業務ごとの当該取引において公庫が支払うことを約する金銭の額の限度額

八 第十一条第一項第二号の規定による別表第一第四号及び第六号に掲げる業務として行う保証 保証金額の限度額

九 第十一条第一項第三号の規定による保険 保険金額の限度額

一〇 第十一条第二項第二号の規定による指定金融機関に対する補てん 補てんの額の限度額

一一 第十一条第一項第三号に掲げるもののほか、予算の執行に關し必要な事項

一二 第十一条第一項第三号に掲げるもののほか、予算の執行に關し必要な事項

一三 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金(第十一条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。)及び附属諸収入とし、支出は、借入金の利子、社債の利子、支払保険金、補てんに係る支払金、利子補給金、事務取扱費、業務委託費及び附屬諸費とする。

一四 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで及び第四十一条第五号から第七号までに掲げる業務ごとに区分する。

一五 前各項に規定するものを除くほか、公庫の予算の形式及び内容は、財務大臣が主務大臣と協議して定める。

(第三十三条) 公庫の予算の国会の議決に関する事項

第三十三条 公庫は、予見し難い予算の不足に在るため、公庫の予算に予備費を計上することができる。

(予算の議決)

第三十四条 内閣は、公庫の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知しなければならない。

(補正予算)

第三十五条 公庫は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第二十九条第二項第一号、第三十号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び前条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。

(暫定予算)

第三十六条 公庫は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他他当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添え、主務大臣を経由して財務大臣に提出することができる。

(第二十九条第四項、第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定)

第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の相

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。

(予算の目的外使用の禁止)

第三十七条 公庫は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。

(流用)

第三十八条 公庫は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 公庫は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

3 財務大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(予備費の使用)

第三十九条 公庫は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を主務大臣を経由して財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人との知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めたものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行つうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(国際協力銀行業務の借入金及び社債)

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入に限るものとする。

2 公庫は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額の十倍に相当する額(次項及び第六項において「限度額」という)を超えることとなつてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、第二項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。

6 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本

金及び準備金の額の合計額並びに限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金並びに同条第三項及び前条第一項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第四十九条第五項及び前条第三項の規定は、公庫が、社債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(一般担保)

第五十二条 公庫の社債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権(信託の受託者等からの業務の受託)

第五十三条 公庫は、前条の規定による認可を受けて貸付債権等について信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等別表第二の注(1)に規定する信託会社等をいう。)との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。をし、又は譲渡するときは、当該信託の受託者は当該貸付債権等の譲受人から当該貸付債権等に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2 前項の規定による一般的の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権(信託の受託者等からの業務の受託)

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、公庫が

前項の規定により受託した業務の一部を同項第六号に掲げる者に委託する場合について準用す

る。

(政府保証)

第五十六条 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(余裕金の運用)

第五十七条 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(余裕金の運用)

2 財政融資資金への預託

3 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

4 譲渡性預金証書の保有

る。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金並びに同条第三項及び前条第一項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、公庫が前項の規定により受託した業務の一部を同項第六号に掲げる者に委託する場合について準用す

七 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法 (主務省令への委任)	限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第五十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、公庫の財務及び会計に関必要な事項は、主務省令で定める。	第五章 雜則 (監督)
2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他の法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (報告及び検査)	第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中企業信用保険法の定めるところに従い監督する。
第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。	第六十条 主務大臣は、政令で定めるところにより立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、危機対応業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。	第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号(前号に掲げる場合に該当するものを除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を除く。)の規定による業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	二 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。
3	3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	4 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。
第一項及び第二項の規定による立入検査の権限	二 第四十二条第六号に掲げる業務を行う場合金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号(前号に掲げる場合に該当するものを除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を除く。)の規定による業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行いう場合は、公庫を金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
	三 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
	4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を金融庁長官に委任する。
	5 この法律に規定する主務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。
	第六十三条 公庫が、第十一条第一項若しくは第二項又は第五十三条の規定により、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
	第六十四条 この法律における主務大臣は、次

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。	四 第四十九条第四項の規定に違反して社債を発行したとき。
五 第五十条第四項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第六项の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。	六 第五十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
七 第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。	第七十四条 第五条第一項又は第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
(施行期日)	附 則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第五十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
二 第六十三条第一項から第五項までの規定	第七十四条 第五条第一項又は第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
三 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法 平成十九年法律第 号の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日	(設立委員)
い日	第一條 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に関する起業の職務を行わせる。
四 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日	第二条 主務大臣は、前項の規定により設立委員を命じようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
い日	(定款)
五 第五条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十一年十月一日	第三条 主務大臣は、設立委員を命じ、公庫の設立に関する起業の職務を行わせる。
(調整規定)	第四条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。
二 第六十三条第八項の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日	第五条 公庫は、その設立に際し、別表第一第一号の下欄に掲げる資金のうち小規模事業者の経営の改善発達を支援するための資金として政令で定めるものの第十一条第一項第一号の規定による貸付けに係る業務の円滑な運営を確保するため、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に經營改善資金特別準備金を設け、これに当該勘定に属する資本準備金のうち政令で定める金額を充てるものとする。
三 附則第四十五条の規定 株式会社商工組合中央金庫法 平成十九年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日	第六条 公庫は、前項の規定により第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に設けられる經營改善資金特別準備金は、公庫の經營改善資金特別準備金とすることとする。
い日	(公庫の設立に際して発行する株式)
四 附則第四十六条の規定 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日	第七条 公庫の設立に際して発行する株式の総数は、定款で定めなければならぬ。この場合において、第二号に掲げる事項は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
い日	八 株式の数(公庫を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)
五 第五条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定 平成二十一年十月一日	九 (株式の引受け)
(調整規定)	第十条 附則第八条の規定により国民生活金融公庫等が行う出資に係る給付は、附則第四十二条の規定の施行の時に行われるものとし、公庫は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い	(公庫の設立)
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い	第十二条 国民生活金融公庫等が出資によつて取得する公庫の株式は、公庫の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。
(出資)	第十三条 公庫は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかるらず、公庫の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
2 前項の規定により割り当てられた株式による公庫の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。	(政府への無償譲渡)

の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計に帰属するものとす
る。

（会社法の適用除外）

い。
第十三條 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しな

(国民生活金融公庫の解散等)

第十四条 附則第四十二条の規定による廃止前の
国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十

九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。) 第二十二条の二第二項及び第三項の規定による政

府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、

附則第一條第五号に掲げる規定の施行の時において返済されたものとし、その返済されたもの

とされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時において、政府の一般会計から国

民生活金融公庫に対し出資されたものとする。

において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により國が承継する資本

を除き、その時において公庫が承継する。

公庫の成立の際現に国民生活金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑

に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項

は、政令で定める。

国民生活金融公庫の立成二年四月一日は始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日

の前田に終わるものとする。

まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、旧

国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年

法律第九十九号)第十八条第一項(監事の意見に係る部分を除く。)及び第二十九条第一項(監事の意見に係る部分を除く。)の規定による決議に付する時和二二六年

係る部分に限る)及び第十九条第一項(監事の

第一回 内閣委員会会議録第十一号 平成十九年五月八日

參議院

5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)以下「旧農林漁業金融公庫法」という。第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の適用について、同法第十七条中「毎事業年度の決算」を翌年度の「五月三十一日」とあるのは「平成二十一年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十一年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

3 税の他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、中小企業金融公庫の解散の日前日に終わるものとする。

5 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号。以下「旧中小企業金融公庫法」という。)第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算」を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十一年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十一年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

6 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十四条、附則第十三項及び第十四項並びに株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第百五十一号)第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)、「改正前中堅事業者信用保険特例法」という。第十条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公

庫が從前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十四条第一項及び第十項並びに改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第六項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」と、旧中小企業金融公庫法第二十四条第五項中「翌事業年度の五月三十日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第十一項中「当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」と、旧中小企業金融公庫法附則第十三項及び第十四項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるいは「平成二十年度」とする。	庫が從前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。	第一項の規定により国際協力銀行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(承継される財産の価額)	第六 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第二号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十二条第四号に掲げる業務に係る勘定
7 第一项の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。	第二評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、公庫の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。	第三前項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。	五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十条の二第四号に掲げる業務、旧中小企業金融公庫法附則第七項に規定する機械保険経過業務及び改正前中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る資産及び負債 信用保険等業務に係る勘定
第十八条 国際協力銀行は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。	第一前項に規定する場合において、公庫が承継した資産及び負債のうち主務大臣が財務大臣と協議して定める資産及び負債については、同項の規定にかかわらず、第四十二条第七号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。	六 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債 第四十二条第六号に掲げる業務に係る勘定	六 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に有する根抵当権(元本の確定前のものに限る)は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。
2 公庫の成立の際現に国際協力銀行が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時ににおいて国が承継する。	第二前項に規定する場合において、公庫が承継した場合には、その承継の際、次各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。	七 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に有する根抵当権(元本の確定前のものに限る)は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。	
3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。	第三前項に規定する場合において、公庫が承継した場合には、その承継の際、次各号に定める勘定に属する資産及び負債に係る勘定	八 第二十二条 国民生活金融公庫等がその解散の時に有する根抵当権(元本の確定前のものに限る)は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。	
4 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法(以下「旧国際協力銀行法」という)第四十二条の規定による利益及び	四 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る勘定	九 第二十三条 附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債務に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお從前の例による。	
5 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法(以下「旧国際協力銀行法」という)第四十二条の規定による利益及び	五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十二条第一号に掲げる業務に係る勘定	十 第二十二条 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約	
二 農林漁業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十二条第一号に掲げる業務に係る勘定	六 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の二第一項の農林漁業債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約	十一 第二十三条 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約	
三 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る勘定	七 旧農林漁業金融公庫法第二十五条の二第一項の農林漁業債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約	十二 第二十三条 旧農林漁業金融公庫法第二十五条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る勘定	
四 協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は外資受入法第二条の規定による保証契約	八 旧農林漁業金融公庫法第二十五条の二第一項の農林漁業債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約	十三 第二十三条 旧農林漁業金融公庫法第二十五条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る勘定	

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第三十六条第一項に規定する業務と、「第十二条第一項中「同一項目に規定する業務」と、第十二条第一項中「同一項目に規定する業務並びに前条第一項第五号中「掲げる業務」と、第十四条第一項中「掲げる業務」であるのは「掲げる業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」と、「第三十一条第三項中「掲げる業務」と、第十四条第一項中「掲げる業務」であるのは「掲げる業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」と、「第三十一条第三項中「掲げる業務」と、第十五条第一項に規定する業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、「財務大臣」と第六十四条第一項第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣(附則第三十六条第一項に規定する業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、第七十三条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第三十六条第一項」とする。

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行ふ場合には、第三十一条第二項第一号イ、第四十一条第一号及び第六十四条第一項第二号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務」(国民生活金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務(国民生活金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務(農林漁業金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務農林漁業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第三十一条第二項第一号ハ、第四十一条第三号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務(中小企業金融公庫が行つたものに限る)、同項第三号に掲げる業務(中小企業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第四十一条第六号及び第六十四条第一項第六号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務(国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第六十三条第一項中「又は第五十三条」とあるのは「第五十三条又は附則第三十七条第一項」と同条第二項第一号中「業務」とあるのは「業務及び附則第三十七条第一項に規定する業務(附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が行つたもの又は国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)」と、同項第二号中「第十一条第一項に規定

する業務及び第五十三条各号」とあるのは「第三十一条第一項及び附則第三十七条第一項に規定する業務並びに第五十三条各号」と、同条第三項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項又は附則第三十七条第一項」と、第七十三条第三項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条及び第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十七条第一項」とする。

(業務の委託の特例)

第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第二項に規定する業務を行ふ場合には、第十一条第一項第一号の規定によると別表第一第一号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金(同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。)の貸付けの申込みの受理及びそこの者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人に」とあるのは「独立行政法人人福社医療機構」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行

うべき社員、監査役若しくは職員又は独立行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合は、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

第三十九条 公庫は、第十四条及び前条の規定による場合のほか、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)の施行の際現に存する同法附則第五条第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第二百四十四号)第六十三条の二(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第二百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申し込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に委託することができる。

2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に業務を委託する場合について準用する。

3 前項において準用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与・会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員、

八	七	六	五	四	三	二	一	二
農林漁業者	生活衛生関係営業者	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であつて、物品の製造その他政令で定める事業を営むもの	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であつて、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であつて、物品の製造その他政令で定める事業を営むもの	生活衛生関係営業	生活衛生関係営業	生活衛生関係営業	生活衛生関係営業
農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）	農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金	農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	果樹の育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。）	果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の指定永年性植物の植栽に係るものに限る。）	家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）	家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）	家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）
農林漁業	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和二十二年法律第六百三十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であつて、政令で定めるもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業に属する生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金	当該施設又は設備の設置又は整備（車両を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの	政令で定める施設又は設備（車両を含む。）に要する資金（以下この表において同じ。）の設置又は整備（車両を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの

九		<p>ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ヲ 林業経営の維持に必要な資金であつて ワ 林業経営の改善のためにする森林（森 林とする土地を含む。）の取得又は森林の 保育その他の育林に必要な資金であつて 主務大臣の指定するもの</p> <p>力 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得 に必要な資金</p> <p>ヨ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であつて 主務大臣の指定するもの</p> <p>レ 漁業経営の改善のためにする漁船その 他の施設の整備、生産方式の合理化、經 営管理の合理化その他の措置に伴い必要 な資金であつて主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他 の漁業の整備に伴い必要な資金であつて 主務大臣の指定するもの</p> <p>ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要 な資金</p> <p>ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の 改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農 林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な 施設の改良、造成、復旧又は取得に必要 な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は 取得に関連する資金を含む。）であつて主 務大臣の指定するもの</p>
農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内外に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集團売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者を超えるものに限る。）		<p>九</p> <p>農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内外に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集團売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者を超えるものに限る。）</p>

十		<p>農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であつて、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者</p> <p>十一</p> <p>指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るために、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うための必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであつて主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p>
農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内外に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集團売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者を超えるものに限る。）		<p>九</p> <p>農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内外に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集團売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者を超えるものに限る。）</p>

十五	十四	十三		十二
信用保証協会	中小企業者	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者	食品(飲食料品のうち薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造 加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者は又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	は加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用 需要の開拓又は事業の合理化以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者
原資となるべき資金及びその履行を円滑に限る。)	その保証債務の額を増大するために必要な者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関するものであるために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであつて、主務大臣の指定するもの(前二号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)	資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの、当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関するものであるために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要なものであつて、主務大臣の指定するもの(前二号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

別表第二(第十一條關係)

る事項のない株式であつて、剩余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。」及び優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第五項に規定する優先出資をいう。)の取得並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第二条第二号に規定する有限責任中間法人に対する基金の拠出を行うこと。

- 3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。

注 この表における用語については、次に定めることによる。

(1) 「国民一般特定金融機関等」とは、別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者

に対するそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資

金の貸付け又は同表第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者

がそれぞれこれらの号の下欄に掲げる資

金を調達するために発行する社債(社債等

の振替に関する法律第六十六条第一号に規

定する短期社債を除く。)(3)、(4)、(6)、(7)及

び(9)において同じ。)の取得を行う金融機関

その他の法人のうち、主務省令で定めるも

のをいう。

(2) 「特定国民一般貸付債権」とは、国民一般

特定金融機関等が別表第一第一号から第七

号までの中欄に掲げる者に対して行う、そ

れぞれこれらの号の下欄に掲げる資金の貸

付けに係る貸付債権をいう。

(3) 「特定国民一般社債」とは、別表第一第一

号、第三号、第四号、第六号及び第七号の

中欄に掲げる者が、それぞれこれらの号の

下欄に掲げる資金を調達するために新たに

発行する社債であつて国民一般特定金融機

関等が応募その他の方法による取得を行う

ものをいう。

(4) 「農林漁業特定金融機関等」とは、農林漁

業者に対する貸付け又は農林漁業者が発行

する社債の取得を行う金融機関その他の法

人のうち、主務省令で定めるものをいう。

(5) 「特定農林漁業貸付債権」とは、農林漁業

特定金融機関等が農林漁業者に対しても行う

方法による信託又はこれらに準ずる行為を

定中小企業社債を特定目的会社等に譲渡するとき。

(3) 第四号に掲げる業務は、次のいずれかの

場合に限り、行うことができる。

(1) 第一号、第二号及び第五号に掲げる業務

は、それぞれ主務省令で定めるところによ

り、公庫が金銭を支払い、これに対してあ

らかじめ定めた別表第一第一号から第七号

までの中欄に掲げる者、農林漁業者若しく

は中小企業者の信用状態に係る事由が発生

した場合において、それぞれ当該業務に係

る取引を約した第一号の国民一般特定金

融機関等が応募その他の方法による取得

を行うものをいう。

(2) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企

業者に対する貸付け又は中小企業者が発行

する社債の取得を行う金融機関その他の法

人のうち、主務省令で定めるものをいう。

(3) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企

業者に対する貸付け又は中小企業貸付債

権若しくは特定中小企業社債を移転するこ

とを約するものを含む。)又はこれに類似す

る取引を行う場合に限り、行うことができる。

(4) 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの

場合に限り、行うことができる。

(5) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特

定中小企業社債について特定信託をし、

当該特定信託の受益権の全部又は一部を

譲渡するとき。

(6) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特

定目的会社等」とは、資産の流動化に

関する法律第二条第三項に規定する特定目

的会社及び同条第二項に規定する資産の流

動化に類する行為を行うものとして主務省

令で定める法人をいう。

(7) 「信託会社等」とは、信託業法第二条第二

項に規定する信託会社、同条第五項に規定

する外國信託業者又は金融機関の信託業務

の兼営等に関する法律第一条第一項の認可

を受けた金融機関をいう。

(8) 「特定信託」とは、信託法第三条第一号に

掲げる方法による信託(信託会社等との間

で同号に規定する信託契約を締結する方法

によるものに限る。)、同条第三号に掲げる

別表第三 第十一条関係

三	二	一
我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。	設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

備考

(1) 第一号、第二号及び第五号に掲げる業務

は、それぞれ主務省令で定めるところによ

り、公庫が金銭を支払い、これに対してあ

らかじめ定めた別表第一第一号から第七号

までの中欄に掲げる者、農林漁業者若しく

は中小企業者の信用状態に係る事由が発生

した場合において、それぞれ当該業務に係

る取引を約した第一号の国民一般特定金

融機関等が応募その他の方法による取得

を行うものをいう。

(2) 「中小企業特定金融機関等」とは、中小企

業者に対する貸付け又は中小企業貸付債

権若しくは特定中小企業社債を移転するこ

とを約するものを含む。)又はこれに類似す

る取引を行う場合に限り、行うことができる。

(3) 第三号に掲げる業務は、次のいずれかの

場合に限り、行うことができる。

(4) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特

定中小企業社債について特定信託をし、

当該特定信託の受益権の全部又は一部を

譲渡するとき。

(5) 第三号の特定中小企業貸付債権及び特

定目的会社等」とは、資産の流動化に

関する法律第二条第三項に規定する特定目

的会社及び同条第二項に規定する資産の流

動化に類する行為を行うものとして主務省

令で定める法人をいう。

(6) 「信託会社等」とは、信託業法第二条第二

項に規定する信託会社、同条第五項に規定

する外國信託業者又は金融機関の信託業務

の兼営等に関する法律第一条第一項の認可

を受けた金融機関をいう。

(7) 「特定信託」とは、信託法第三条第一号に

掲げる方法による信託(信託会社等との間

で同号に規定する信託契約を締結する方法

によるものに限る。)、同条第三号に掲げる

(2)	「債務の保証等」とは、債務の保証(保証期間が一年を超えるものに限り、債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるもの)	注この表における用語については、次に定めるとところによる。	(1) 「設備の輸出等」とは、設備(航空機、船舶及び車両を含む。(5)において同じ。)並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。	六 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行ふ者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。	五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際收支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国)の政府、政府機関若しくは銀行をいう。(以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。	四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方針により取得すること。	間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行つた場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方針により取得すること。
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。						

は技術を輸入し、又は受け入れることをいう。

定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合に限り、行うことができる。

(7) 「出資外国法人等」とは、我が国の法人等
 (6) 「外国政府等」とは、外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。

の出資に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等）を含

(8) 「外国金融機関等」とは、外国の銀行その他金融機関その他主務大臣が定める外国の

(9) 法人をいう。

信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。)が公庫とともに資金の貸付けを行うことをいう。

(1) 備考 第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域⁽⁸⁾及び⁽¹³⁾において「開発途上に

上地域」という。)以外の地域を仕向地とする輸出に係るものは、当該地域を仕向地とする輸出を行う外国の政府、政府機関又は

地方公共団体によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利

子の補給がされる場合において、国際的取決めに従つて必要な対抗措置を講ずるとき限り、行うことができる。

(2) 第一号に掲げる業務は、我が国の法人等以外の者に対する資金に係るものに限り、行うことができる。

(3) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者に対する債務の保証等(不法行為によるものと除く。)は、

の供託等(公私債券に係るもの)を除く)に
銀行等、外国金融機関等若しくは外国政府
等が当該資金の貸付けを行う場合(当該貸
付けに係る貸付責任者三名(ニヨウザン)を

付に係る貸付價格が主務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)又は第三号に規

(7)	(1) 第一号に掲げる業務のうち我が国の法 人等に対する資金に係るもの	(2) 第二号に掲げる業務のうち、(9)に規定 する主務大臣が定めるもの以外のものに 対する貸付け											
(8)	(3) 第三号に掲げる業務我が国にとって重 要な資源の海外における開発及び取得の促 進のために行うものを除く。は、開発途上 地域において行われる事業に係るものに限 り、行うことができる。	(4) 第三号に掲げる業務(我が国にとって重 要な資源の海外における開発及び取得の促 進のために行うものを除く。)は、開発途上 地域において行われる事業に係るものに限 り、行うことができる。											
(9)	(5) 第一別表第一第八号に掲げる資金 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要 な資金	(6) 第一別表第一第八号に掲げる資金 果樹の植栽に必要な資金											
(10)	(7) 第五号に掲げる外国の政府、政府機関又 は銀行への貸付けは、国際通貨基金等によ る経済支援資金の供与が確実と見込まれ 場合であつて、次のいずれかに該当すると きに限り、主務大臣の認可を受けて行うこ とができる。	(8) 第五号に掲げる外国の政府、政府機関又 は銀行への貸付けは、中小企業者 又は中堅企業として主務大臣が定めるもの に対するものに限り、行うことができる。											
(11)	(9) 第七号に掲げる業務は、第一号から第六 号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実 施に必要最小限の場合に限り、行うことが できる。	(10) 第七号に掲げる業務、(11)に掲げる業 務又は(12)に掲げる業務のうち、(13)に掲 げる業務に係る債務の保証等を行うとき。											
(12)	(12) 第二号に掲げる業務のうち、(9)に規定 する主務大臣が定めたときは、次に掲げる業 務のうち、(13)に掲げる業務に係る債務の保 証等を行うことができる。	(13) 第二号に掲げる業務のうち、(9)に規定 する主務大臣が定めたもの以外のものに 対する貸付け											
四 別表第一第一十二号の下欄に掲げる資金	別表第四(第十二条関係)	別表第四(第十二条関係)											
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	利 率	償 還 期 限	据置期間
九分五厘	八分五厘	八分五厘	八分五厘	八分五厘	八分五厘	五分五厘	五分五厘	八分	七分	七分			
十五年	二十五年	二十五年	三十年	二十年	二十年	三十年	三十年	三十年	三十年	三十年			
三年	三年	五年	八年	八年	五年	三年	三年	三年	三年	三年			

別表第五(第十二条関係)

貸付金の種類	利年	八分五厘	十五年	三十年
	率		償還期限	据置期間
一 効率的かつ安定的な農業經營を育成するため、その農業經營を一体として、総合的かつ計画的に農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業經營の改善を図るために必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のイからハまで、ト、チ若しくはナに掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの当該資金に係る農業經營の改善が農業經營基盤強化促進法第十二条第一項の認定を受けた農業經營樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園經營計画に従つて図られるものである場合における当該資金	年	三分五厘	二十五年	十年
2 1に掲げる資金以外のものであつて主務大臣の指定するもの	年	五分	二十五年	十年
二 林業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するために必要な次に掲げる資金であつて、別表第一第八号の下欄のネ又はナに掲げるもののうち主務大臣が指定するもの	年	(別表第一第八号の下欄のロに掲げる資金については、年三分五厘)	五年	三年

うち主務大臣の指定するもの
1 2に掲げる資金以外のもの

うち主務大臣の指定するもの 1 2に掲げる資金以外のもの	年	三分五厘	二十年	三十年
2 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	年	六分五厘	二十年	三十年
3 林業經營の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。1において同じ。)の取得若しくは森林の保育その他育林に必要な次に掲げる資金であつて主務大臣の指定するもの又は別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金であつて育林期間中における林業經營の改善のために必要な次に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年	六分五厘	二十年	三十年
4 森林の取得に係るもの	年	三分五厘	二十年	三十年
5 別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金	年	五分	二十五年	三十年
6 森林の保育その他の育林に係るもの	年	六分五厘	二十五年	三十年
7 別表第一第八号の下欄のロに掲げる資金	年	五分	二十五年	三十年
8 漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条各号に規定する資金に該当する次に掲げる資金であつて別表第一第八号の下欄のヨ、レ、ソ、ネ又はナに掲げるもののうち主務大臣が指定するもの	年	二年	二十五年	三十年
9 漁船の改造、建造又は取得に係る事業	年	三分五厘	十八年	三十年

九	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号第八条第一項ただし書)	第五分	十五年
十	証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)第十一条ただし書	五分	十八年
十一	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二十一号)第六十二条第三項ただし書	三年	三年
十二	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第六十八号)第五条第一項	五年	五年
十三	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二条第一項	五年	五年
十四	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第六条第一項ただし書	八年	八年
十五	(国会職員法等の一部改正)	二十五年	二十五年
十六	六分五厘	五年	五年
十七	当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	年	年
十八	当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金	年	年
十九	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	年	年
二十	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	年	年
二十一	(恩給法等の一部改正)	年	年
二十二	株式会社日本政策金融公庫に改める法律(大正十二年法律第四十八号)第十一條第一項ただし書	年	年
二十三	株式会社日本政策金融公庫に改める法律(大正十二年法律第四十八号)第十一條第一項ただし書	年	年
二十四	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の八第二項第十二号	年	年
二十五	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百二十九条第一項ただし書)	年	年
二十六	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第二百七号)第五十五条第一項ただし書	年	年
二十七	公庫(昭和三十二年法律第三十三号)第十七条第一項の見出し中「公庫等」を「公庫」に改めること	年	年

企業債券」を削り、「沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び農林漁業金融公庫債券」を及び「国民生活債券若しくは及び又は外国を発行地とする中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第三項中「収入保険料(中小企業金融公庫の場合は限る)」、「農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。」、「中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。」、「回収金(中小企業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券)」、「沖縄振興開発金融公庫にあつては」、「農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券」、「沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。」及び「支払保険金(中小企業金融公庫の場合に限る。)」を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第十条 信用金庫法 昭和二十六年法律第二百二三十八号の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第九項中「国民生活金融公庫の」を「株式会社日本政策金融公庫の」に、「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第二十三条第一項第三号」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)第五十五条第三号」に改め、同条第十項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第五十四条第四項第七号中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

一 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四条第二号、第十七条第一項第三号及び第二十一条第一号

二 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第

（二百四号）第八条第一項第一号、第二十条第一項第四号及び第三十条第五号

三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号 第五十七条（見出しを含む。）

四　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十九号）第四条第三十五条

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九百三十四条第四項第十号）

（農山漁村電気導入促進法（一部改正））

第十二条 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第五条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（一部改正））

第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（信用保証協会法（一部改正））

第十四条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第一百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「中小企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「受け、又は国民生活金融公庫を代理して」を「受けて」に改める。

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（一部改正））

第十五条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第一条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

本政策金融公庫に、「貸付」を「貸付け」に改める。
第三条第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
第十一条第一項中「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一条(目的及び第十四条)」に、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「八条(業務の範囲)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)第十二条第一項第一号」に、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「国民生活金融公庫法第三十条の四第一項(主務大臣)又は第三十二条第三号(罰則)の規定」を「株式会社日本政策金融公庫法」に、「第十八条第一号に規定する」を「第十二条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。
(防衛省設置法の一部改正)
第十六条 防衛省設置法昭和二十九年法律第六十四号の一部を次のように改正する。
附則第二項の表駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間の項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。)」を「同法第二十二条第二項の規定による交付金の交付」に改める。
(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又は」に、「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第一号)」に改める。
一 農業及び肉用牛生産の振興に関する法律
(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の六
二 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第九条

条第一項に規定する業務」とする

(食品流通構造改善促進法の一部改正)
第三十三条 食品流通構造改善促進法(平成三年

法律第五十九号の一部を次のように改正する。
第二条第三項第一号中「農林漁業金融公庫法
〔昭和二十七年法律第三百五十五号〕第十八条の
二第一項第一号」を「株式会社日本政策金融公庫
法〔平成十九年法律第 号〕別表第一第九号
の中欄」に改める。

式会社日本政策金融公庫に改め、同条第一項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に改め、「に対し」の下に「食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、「資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもの」を「もの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）」に改め、同項第一号中「長期かつ低利の資金」を「資金（食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあっては中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第一条第三号に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限り、食品製造事業協同組合等に対して貸し付けられるものにあってはその償還期限が十年を超えるものに限り、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあっては資本市場からの調達が困難なものに限る。）」に改め、同項第二号中「長期かつ低利の資金」を「資金（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項を次のように改める。

いての株式会社日本政策金融公庫法第一項第六号、第十二条第一項、第三十二条第二項第一号口、第四十二条第一項、第三十二条第三项、第五十条三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一項第一号第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項第一号口、第四十二条第一項及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。

法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条
第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに
第十八条の三第一項を「株式会社日本政策金融公
庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九
年法律第二号)第十一條」に改め、「に対
し」の下に「畜産業の持続的かつ健全な発展に
資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、
「長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が
融通することを困難とするもの」を「もの(他の
金融機関が融通することを困難とするもので
あつて、資本市場からの調達が困難なものに限
る。)」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公
庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同
条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融
公庫が行う同項に規定する資金の貸付けにつ
いての株式会社日本政策金融公庫法第十一條
第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条
第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十
三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六
十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び
別表第二第九号の規定の適用については、同
法第十一條第一項第六号中「除く。」とあるの
は「除く。」及び獸醫療法第十五条第一項に規
定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項
第五号」とあるのは「獸醫療法第十五条第一項
に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、
同法第三十一条第二項第一号口、第四十二条
第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は
別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「
別表第二第二号に掲げる業務又は獸醫療法第
十五条第一項に規定する業務」と、「同項第五
号」とあるのは「獸醫療法第十五条第一項に規
定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、
同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「
獸醫療法第十五条第一項に規定する業務並
びに第十二条第一項第五号」と、同法第五十
八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあ
るのは「この法律、獸醫療法」と、同法第七十

第三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一
条及び獸医療法第十五條第一項と、同法別表第四
二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号ま
で」までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」と
あるのは「別表第一第一号から第十四号まで
での下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は獸
医療法第十五条第一項に規定する業務」とする。
(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に
関する特別措置法の一部改正)
第三十五条 青年等の就農促進のための資金の貸
付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二
号)の一部を次のように改正する。
第一項の見出し中「農林漁業金融公庫」
を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条
中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第
三百五十五号)第十八条第一項第一号の二」を
「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律
第一号)別表第一第八号の下欄の口」に、
同条第三項を「同法第十二条第四項」に、「農
林漁業金融公庫が」を「株式会社日本政策金融公
庫が」に改める。
(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に
係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部
改正)
第三十六条 破綻金融機関等の融資先である中堅
事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置
法(平成十年法律第百五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三条第一項中「中小企業金融公庫」を「株式
会社日本政策金融公庫」に改める。
第七条中「中小企業金融公庫法(昭和二十八年
法律第百三十八号)第十九条第一項及び第二項」
を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法
律第一号)第十一條」に改める。
第八条を次のように改める。
(株式会社日本政策金融公庫法の特例)
第八条 前条の規定により公庫が同条に規定す
る業務を行う場合には、株式会社日本政策金
融公庫法第十二条第一項中「附帯する業務と

等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第二百五十一号)、以下「中堅事業者信用保険特例法」という。)第七条に規定する業務」と、同法第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第三十二条第三項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務及び中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第四十一条第五号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは、「附帯する業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業信用保険法又は中堅事業者信用保険特例法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは、「第十一條及び中堅事業者信用保險特例法第七条」とする。

第九条から第十一条までを削り、第十二条を第九条とする。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一一部改正)

第三十七条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第一項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十九条の三第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二号)第十一条」に改め、「に對し、」の下に「畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、「長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもの」を「もの(他の

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一條第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)第十一條第一項に規定する業務と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一條第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号」と、同法第五十三條中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一條第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び家畜排せつ物法第十一條第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は

<p>(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)</p> <p>第三十八条　過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十六条の見出し中「農林漁業金融公庫等」を「株式会社日本政策金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条</p>	
<p>株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫</p>
<p>別表第一国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。</p> <p>(農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第四十条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の見出し中「農林漁業金融公庫法」を「株式会社日本政策金融公庫法」に改め、同条第一項中「農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)第十二条に改め、同条第三項を次のように改める。</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業法人に対する</p>	

政策金融公庫法(平成十九年法律第 号)	融公庫]に改める。 第三十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正) 一部を次のように改正する。 別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)	る投資の円滑化に関する特別措置法(以下「特別措置法」という)第八条第一項に規定する業務と、同法第十二条第一項中同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特別措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び特別措置法第八条第一項」とする。
(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)	(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)
第四十一条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。	第四十一条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。
(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)	第四十二条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四十三条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条(見出しを含む。)中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則第五条の二第三項中「国民生活金融公庫又はに、又は」を「株式会社日本政策金融公庫又はに、

〔国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二号〕を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第十一号)第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一、第二号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改め、同条第一

四項中「年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十二条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項」を「株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項」に、「国民生活金融公庫又は」を「株式会社日本政策金融公庫又

はに改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第四十四条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

別表冲縄振興開発金融公庫法(平成十九年法律第号)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のよう

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第号)

難等のため

第五十二条第一項第六号

国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二号

生計

別表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の

項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

（郵政民営化法の一部改正）

第四十六条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

する特別措置法第十八条に規定する駐留

軍再編促進金融勘定

(地方税法の一部改正)

第五十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫」を削り、「国際協力銀行」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第七十三条の十四第六項中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項(第一号

に係る部分に限る。)」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百二十六号)別表第一

第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは」に改める。

(所得税法の一部改正)

第五十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表学校法人(私立学校法第十九号)の一部を次のように改正する。

六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百二十六号)別表第一第一号の表学校法人(私立学校法第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民

生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(法人税法の一部改正)

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百二十六号)別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民

生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

第五十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫

会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第二百二十六号)別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民

生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

第五十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

別表第三の一の項の次に次のように加える。

別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互通の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。)

別表第一第一号の表学校法人(私立学校法第十九号)の施行の日から施行する。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民

生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第一第一号の表国際協力銀行の項、国民

生活金融公庫の項、中小企業金融公庫の項及び農林漁業金融公庫の項を削る。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改

正に伴う経過措置)

第三条 第七条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である旧国民生活金融公庫等の職員が第七条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十二条の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十条の規定により政府から農林漁業金融公庫に対して出資された出資金は、株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法昭和二十七年法律第三百五十五号)第四条第二項の規定により出資された出資金とみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 商工組合中央金庫が第二十五条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき貸し付けた資金に係る貸付けの利率その他の事項については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 沖縄振興開発金融公庫は、第二十九条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法(以下この条において「改正後沖縄振興開発金融公庫法」という。第十九条に規定する業務のほか、当分の間、沖縄振興開発金融公庫が第二十九条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務(改正後沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務に該当するものを除く。)を行うことができる。(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧国民生活金融公庫等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された第四十四条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧国民生活金融公庫等の役員又は職員であつた者

二 旧国民生活金融公庫等から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧国民生活金融公庫等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第 号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律第 号)に同一の法律の規定についての改